

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6月26日

【会社名】 株式会社岩手銀行

【英訳名】 The Bank of Iwate,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 高橋 真裕

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

【電話番号】 盛岡(019)623局1111番

【事務連絡者氏名】 総務部長 佐藤 薫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号  
株式会社岩手銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3241局4312番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 戸田 達史

【縦覧に供する場所】 株式会社岩手銀行東京営業部  
(東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成25年6月21日の第131期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月21日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 1 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金35円 総額642,635,630円

効力発生日 平成25年6月24日

##### 2 その他の剰余金の処分にに関する事項

###### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

###### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,000,000,000円

#### 第2号議案 取締役12名選任の件

高橋真裕、斎藤雅博、田口幸雄、坂本 修、岩田圭司、佐藤克也、荒道泰之、加藤裕一、三浦宏、高橋 温、三浦茂樹、宇部文雄の12氏を取締役に選任する。

なお、三浦 宏、高橋 温、宇部文雄の3氏は、社外取締役である。

#### 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任取締役菅野ススム、安田善次の2氏に対し、退職慰労金を贈呈する。

役員退職慰労金制度廃止に伴い、取締役9名および監査役4名に対し、退職慰労金を打ち切り支給する。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

役員賞与総額3,448万円（取締役分2,612万円、社外取締役分174万円、監査役分662万円）を支給する。

#### 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額260百万円以内、監査役の報酬額を年額60百万円以内に改定する。

#### 第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

社外取締役を除く取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして年額80百万を限度に、新株予約権300個（1個当たりの目的である株式の数は当行普通株式100株）を上限として割り当てる。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案	147,055	29	0	(注)1	可決 97
第2号議案					
高橋 真裕	125,685	21,398	0		可決 83
斎藤 雅博	126,988	20,095	0		可決 84
田口 幸雄	126,993	20,090	0		可決 84
坂本 修	126,993	20,090	0		可決 84
岩田 圭司	126,993	20,090	0		可決 84
佐藤 克也	126,990	20,093	0	(注)2	可決 84
荒道 泰之	126,993	20,090	0		可決 84
加藤 裕一	126,993	20,090	0		可決 84
三浦 宏	126,362	20,721	0		可決 83
高橋 温	126,372	20,711	0		可決 83
三浦 茂樹	127,060	20,023	0		可決 84
宇部 文雄	126,992	1,176	18,915		可決 84
第3号議案	133,972	13,111	0	(注)1	可決 88
第4号議案	144,968	2,115	0	(注)1	可決 96
第5号議案	137,619	9,464	0	(注)1	可決 91
第6号議案	145,306	1,777	0	(注)1	可決 96

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。